

令和3年度

# 大磯町立図書館

## 会議室等使用のしおり

### 使用料

施設名	使用可能時間	一時間あたりの料金	
		町内団体	町外団体
(大)会議室	図書館開館日の 9:00～19:00 (土日祝日は17:00まで)	530円	1050円
小会議室		320円	630円
和室		320円	630円
施設名		一日あたりの料金	
展示コーナー	町内団体	2100円	4200円
	町外団体		

\* 使用料は事前納付となります。会議室使用の承認がされたのち「施設共通使用券」にてお支払いください。承認は申請書提出して1週間後となります(1次受付の場合は抽選日から1週間後)。

施設共通使用券 販売場所	大磯町役場、国府支所、横溝千鶴子記念障害福祉センター 図書館、郷土資料館、生涯学習館、ふれあい会館
-----------------	--

### 申込み区分

町内	団体構成員の1/2以上が大磯町内に在住の場合
町外	上記の条件に当てはまらない場合

### 使用登録

「大磯町公共施設使用登録申請書」をご提出ください。(3年毎に更新が必要)  
申請書提出後1週間で大磯町公共施設使用者カードを発行致します。

大磯町公共施設使用登録は、図書館の他、次の施設で共通です。  
郷土資料館、世代交流センターさざんか荘、福祉センターさざれ石、  
横溝千鶴子記念障害福祉センター、ふれあい会館、武道館、生涯学習館

\* 図書館では、以下の①、②の場合が減額の対象となります。

- ①PTA、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトが社会教育事業の為に使用  
②障害者団体の使用 (団体構成員の1/2以上が各障害者手帳所持の場合)

### 利用目的

本施設は、図書館法に基づいて設置した施設で、会議室は多くの方に生涯学習の場として提供するものです。なお、休館日(館内整理日を含む)や図書館行事実施の場合は利用できません。また、次の目的での利用もお断りさせていただきます。

- ①営利や宗教活動・政治活動を目的とした活動 ②危険・騒音を伴う活動 ③スポーツ  
④その他図書館利用者に支障があると判断された場合

### 【注意事項】

- ☆車でのご来館は図書館駐車場をご利用ください。(駐車台数に制限があります)
- ☆飲食を主目的とした使用はできません。ただし、湯茶は可能です。
- ☆承認を受けた施設、設備以外は使用できません。また、付属設備、器具を館外に持ち出さないでください。
- ☆火気・危険物の持ち込みはできません。
- ☆許可なく図書館の施設または付属設備に看板、旗、その他これに類するものを掲げる、もしくは貼り付ける、文字等を書く事はできません。(許可した掲示物に関しては図書館指定の方法に従ってください)
- ☆騒音、怒声を発する、または暴力を用いる等で他人に迷惑を掛けた場合は、関係機関へ連絡します。
- ☆その他、施設職員の指示に従ってください。